(表面)

	(祝曲)			
		第		号
		年	月	日
	練馬区長			印
	······································			·
景観重要建造物等指定解除通知書				
	/ 第27条第 1 項)			
	第27条第 2 項			
	景観法 の規定により下記の景観重要建造物(第35条第1項	樹木)の指	定を解除	余した
	第35条第 2 項			
ので通知します。				
記				
1	1 建造物の名称(樹木については樹種)			
 2 建造物(樹木)の所在地				
3	解除の理由			
3	解除の建田			
行政不服審査法および行政事件訴訟法に係る手続については、裏面をご参照ください。				

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として(訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)